

5 補装具・日常生活用具

(1) 補装具

身体機能を補完，代替し，長期間にわたって使用される補装具の購入や修理のための費用を支給します。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方・障害者総合支援法の対象となる難病患者の方 (介護保険が利用できる場合はそちらを優先します。)
利用者負担等	費用の1割 (世帯の所得に応じて，自己負担の上限月額が決まります。)
必要なもの	身体障害者手帳

※必ず，購入又は修理の前にご相談ください。

※対象となる難病患者の方はご相談ください。

補装具の種目

障害種別	補装具の種目
視覚障害	盲人安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手・義足・上肢装具・下肢装具・靴型装具・体幹装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ・重度障害者用意思伝達装置

※補装具の種目により，身体障害者更生相談所の判定や医師意見書が必要となります。

※介護保険の対象の方で，介護保険で貸与される共通する種目（車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ）を希望される場合は，介護保険からの貸与が優先されます。

(問合せ先 社会福祉課 Tel 43-1638)

(2) 日常生活用具

在宅の重度障害者に対し日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を支給します。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方・障害者総合支援法の対象となる難病患者の方
利用者負担等	費用の1割
必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳・療育手帳

※必ず、購入の前にご相談ください。

※対象となる難病患者の方はご相談ください。

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

日常生活用具給付一覧表

種目	品目	対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹機能障害2級以上
	訓練用ベッド	下肢・体幹機能障害2級以上の児童
	特殊マット	下肢・体幹機能障害2級以上又は療育手帳④, A
	特殊尿器	下肢・体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)
	入浴担架	下肢・体幹機能障害2級以上(入浴に介護を要する者に限る。)
	体位変換器	下肢・体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するものに限る。)
	移動用リフト	下肢・体幹機能障害2級以上
	訓練いす	下肢・体幹機能障害2級以上の児童
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障害3級以上
	便器	下肢・体幹機能障害2級以上
	頭部保護帽	平衡機能・下肢・体幹機能障害4級以上又は療育手帳④, A
	歩行補助杖	下肢・体幹機能障害4級以上
	移動・移乗支援用具	平衡機能・下肢・体幹機能障害3級以上 (家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。)
	特殊便器	上肢機能障害2級以上又は療育手帳④, A (訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者に限る。)
	火災警報器	身体障害者手帳2級以上又は療育手帳④, Aの者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害2級以上又は療育手帳④, A (盲人のみ又は知的障害のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上 (聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)

種目	品目	対象者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上 (自己連続携帯行式腹膜かん流による透析療法を行う者)
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者
	電気式たん吸引器	
	パルスオキシメーター	呼吸器・心臓機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、医療保険による在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害3級以上 (医療保険による在宅酸素療法を行う者)
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上 (盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)
	盲人用体重計	
情報・意思疎通支援用具	携帯会話補助装置	音声・言語機能障害者又は肢体不自由者3級以上 (発声・発語に著しい障害を有する者)
	情報・通信支援用具	視覚・上肢機能障害2級以上
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害2級以上
	点字器	視覚障害2級以上
	点字タイプライター	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能になる者
	盲人用時計	視覚障害2級以上の者(音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者)
	音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上
	聴覚障害者用通信装置	聴覚、音声・言語機能障害3級以上
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害3級以上の者で本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工喉頭	喉頭摘出した者
	排泄管理支援用具	ストマ用装具 (蓄便袋、蓄尿袋)
紙おむつ等		1 ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 2 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者
収尿器		肢体不自由者4級以上で脊髄損傷等により排尿機能障害を有する者
住改修	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は脳原性移動機能障害3級以上 (特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上の者)